（上閉伊郡）大槌町
（下閉伊郡）山田町、岩泉町、田野畑村
宮　城　県　仙台市青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区、石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市
（亘理郡）亘理町、山元町
（宮城郡）松島町、利府町
（黒川郡）大衡村、大和町
（本吉郡）南三陸町
福　島　県　いわき市、相馬市、南相馬市
（双葉郡）広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町
（相馬郡）新地町
茨　城　県　水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市
（那珂郡）東海村

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１０号
山形県米沢市徳町５番60号
債務者　深瀬　一彦
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１１３号
栃木県小山市城北５丁目２番地22　メゾングリーンモールⅠ―603号、従前の住所栃木県小山市城北２丁目17番地１　カルネドール107号
債務者　髙橋　政弘
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１５号
群馬県伊勢崎市曲沢町151番地４
債務者　佐藤　美幸（旧姓小保方）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　憲司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３７２号
愛媛県松山市東石井２丁目23番15号　借家５号
債務者　菅　　哲彦
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３２号
愛媛県西条市喜多台448番地１　東予プラザハイツ203号
債務者　飯尾　範夫
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３０８号
高知県南国市篠原982番地４
債務者　武田　哲也
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤宗　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８３号
大分市大字上判田3347番地の84
債務者　松村　康平
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木淳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５０６号
福岡市南区塩原４丁目３番１号、前住所熊本市中央区新大江２丁目１番23号　ＦＩＲＳＴ新大江201号室
債務者　青木　　孝
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　康正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４号
鹿児島県鹿児島市常盤１丁目１番47号（常盤マンション４階17号）
債務者　内田　　忍
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　憲章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４５号
鹿児島県鹿児島市常盤１丁目１番47号（常盤マンション４階17号）
債務者　内田喜代子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　憲章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３０号
熊本県下益城郡美里町坂貫529番地
債務者　山本　　徹
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　法子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８３号
神奈川県大和市深見3870番地　ハイムハピネス101
債務者　鷲尾　敬一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部